

消費税転嫁・表示カルテル推進協議会「会 則」

(名 称)

第1条 本会は、消費税転嫁・表示カルテル推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 推進協議会は、事務所を日本加工食品卸協会内に置き、推進協議会の決議を経て必要な地に地域協議会を置く事ができる。

(目 的)

第3条 推進協議会は、法の精神に則り、消費税の転嫁を円滑かつ、適正に推進履行されることを目的にして次のことを行う。

(遵守の徹底と指導)

第4条 推進協議会は、「消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る協定書」（以下「協定書」という。）に定める共同行為の条項を遵守することを徹底し、その指導に当たる。

(委員の委嘱)

第4条 推進協議会の委員は、推進母体である日本加工食品卸協会の会長が委嘱する。

(議長、副議長)

第5条 推進協議会に議長1人、副議長1人以上を置く。

(議長、副議長の選出)

第7条 議長及び副議長は、推進協議会において委員の中から互選により選出する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は共同行為期間までをその任期とする。

(議長、副議長の職務)

第9条 議長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

2. 副議長は、議長を補佐し、あらかじめ議長の定める順序に従い、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠員のときは、その職務を行う。

(推進協議会の招集)

第10条 推進協議会の招集は、議長が招集する。

(違反者の措置)

第11条 推進協議会は、協定書第2条及び第3条、第4条の規定に違反するものに対し、合議により措置を講ずるものとする。

(推進協議会の議決方法)

第12条 推進協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 推進協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解 散)

第13条 推進協議会は、平成29年3月31日をもって解散する。

附 則

1. この会則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

平成25年11月18日

一般社団法人 日本加工食品卸協会

「消費税転嫁・表示カルテル推進協議会」委員

(議長)

三菱食品株式会社 執行役員商品本部長 宮田 善康

(副議長)

国分株式会社 常務取締役経営統括本部副本部長兼営業本部長

北見 賢

伊藤忠食品株式会社 執行役員東日本営業本部本部長 青山 裕一

加藤産業株式会社 常務取締役営業本部副本部長兼広域流通担当

東京本部長 破魔 重美

株式会社日本アクセス 取締役副社長執行役員営業管掌

堀井 壯一郎

三井食品株式会社 取締役副社長執行役員社長補佐 松本 裕之

一般社団法人日本加工食品卸協会 専務理事 奥山 則康